日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会運営要領(案)

(懇談会の招集、出席)

- 第1条 日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。) は、座長が招集する。
- 2 座長は、懇談会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を構成員に通知するものとする。
- 3 懇談会への出席には、懇談会の開催場所への出席のほか、Web 会議システム を利用した出席を含めるものとする。

(議事)

- 第2条 座長は、懇談会の議事を整理する。
- 2 構成員は、懇談会を欠席する場合には、座長を通じて、当該懇談会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、懇談会に出席 してその意見を述べること又は説明を求めることができる。

(公開等)

- 第3条 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、懇談会資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 懇談会は非公開とし、懇談会終了後、構成員等の確認を経た上で議事録を公 開する。

(雑則)

第4条 この運営要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、 座長が定める。